（組合員名簿の記載事項）

第九十一条　第十八条の規定は、法第百七十四条第三項において読み替えて準用する法第十八条第一項の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第十八条第一号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項」とあるのは、「令第三十八条第一項」と読み替えるものとする。　（新設）

（電磁的記録）

第九十二条　第十八条の二の規定は、法第百七十五条第三項において準用する法第二十四条第七項の国土交通省令で定める電磁的記録について準用する。　（新設）

（縦覧手続等を要しない事業計画の変更）

第九十三条　法第百八十三条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　事業実施期間の変更

二　資金計画の変更　（新設）

（決算報告書）

第九十四条　第二十一条の規定は、法第百八十七条において準用する法第四十二条の決算報告書について準用する。この場合において、第二十一条第一号中「組合」とあるのは、「法第百六十四条に規定する組合」と読み替えるものとする。　（新設）

第二節　敷地権利変換手続等

（権利処分承認申請手続）

第九十五条　第三十条の規定は、法第百八十九条第二項の規定により権利の処分について承認を得ようとする者について準用する。この場合において、第三十条第一項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第二十六」と、「施行者」とあるのは「法第百六十四条に規定する組合」と読み替えるものとする。　（新設）

（敷地権利変換計画又はその変更の認可申請手続）

第九十六条　法第百九十条第一項後段の認可を申請しようとする組合は敷地権利変換計画に、法第百九十七条において準用する法第百九十条第一項後段の認可を申請しようとする組合は敷地権利変換計画のうち変更に係る事項に、次に掲げる書類を添付して、認可申請書とともに、都道府県知事等に提出しなければならない。　（新設）

一　法第百九十八条の規定による審査委員の過半数の同意を得たことを証する書類

二　敷地権利変換計画の決定又は変更についての総会の議決を経たことを証する書類

三　法第百九十条第二項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類

四　法第百九十四条第二項の必要な定めをするときは、関係権利者の意見の概要を記載した書類

（敷地権利変換計画に関する図書）

第九十七条　法第百九十一条第一項第一号に掲げる除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域は、これらの敷地の平面図に各団地内建物の配置を表示したものを作成して定めなければならない。　（新設）

２　法第百九十一条第一項第二号から第十四号までに掲げる事項は、別記様式第二十七の敷地権利変換計画書を作成して定めなければならない。